

べっぷの文化財

No.33

平成14年3月

—江戸時代の別府の様相—

照湯・かまど神楽

同
意
物



今井地獄「地獄蒸」

別府市教育委員会
別府市文化財調査員

《表紙》

今井地獄「地獄蒸」

地獄蒸

…此の照湯の地獄にすべて蒸し物をなすに、食物に礫硫氣少しも移らず、薪を費やさずその便利なる事いうも更なり。

蒸琉球芋 鶴見の土地は自然と礫氣土中に満てゝもの氣有り。故に芋の味他より勝れてよろし。此の芋など能くしまりたれば、蒸たる時はこれを割るに、ほろほろとこぼるゝことあり。依りて民俗に八里半といへり。心は栗に近しといふ謂われなるよしなり。

『鶴見七湯廻記』より

天保の火男火壳神社



『鶴見七湯廻記』より

鶴見村と照湯温泉

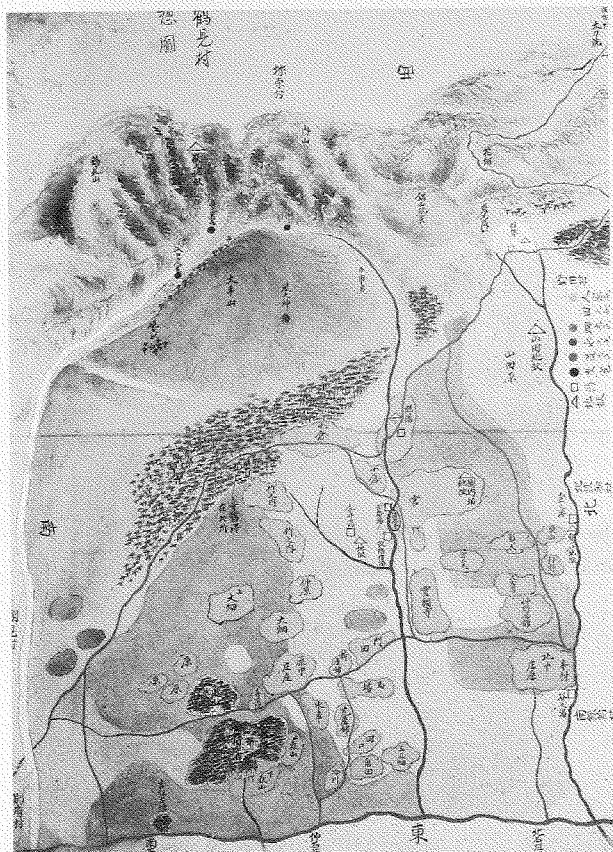
入江秀利

1 速見郡鶴見村の成り立ち

鶴見村は石垣原の合戦之翌慶長六年に、森藩久留
島丹波守康親の領地になった。

鶴見村は、西部は鶴見原(石垣原)と実相寺山、大平
山(扇山)はあらやまを含む鶴見嶽東麓一帯の原中村と八川を境に
して火男火壳神社一帯の北中村に別れていた。

原中村と別府・朝見・立石村の境は、名の如く境
川で、北・中・南の三石垣村は豊前道が境であった。



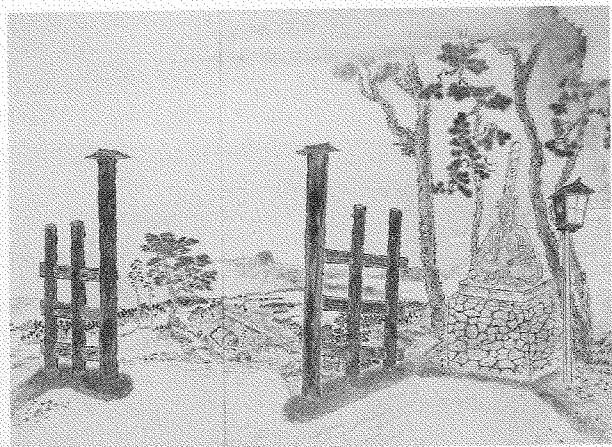
鶴見村絵図 「鶴見七湯廻記」

2 小倉の里

北中村が南・北鉄輪村や野田村に接して湯煙の上
がる丘陵地帯が小倉の里で、江戸時代半ば頃から野
田村と同じように鶴見村明礬山があり、明礬の生産
も盛んであった。

森宮(城下町)から飛地の鶴見に通じる道は花棚道
で、塚原の部落を過ぎてから伽藍岳の麓を南にたどり
鍋山の花棚峠に出て、谷筋を明礬にくだって北中
村の小倉の里に通じていた。

照湯の山手の入口に据えられた閻魔の像の前に木
戸があった。木戸から温泉場に下るだらだら坂を閻
魔坂といった。森から山越えて来た村人や侍たち

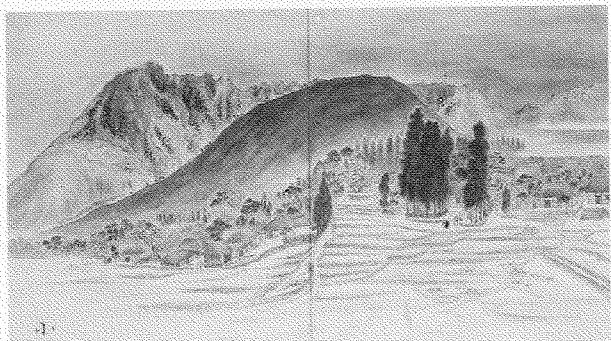


照湯惣門 「鶴見七湯廻記」

が疲れを流す温泉場であった。ここには藩侯の御成
屋おなりやもあった。

小倉の里の長は北中村の組頭を勤める佐藤氏で、
先祖は佐藤大学介といい、弘安年間に関東から祓川
のほとりに移り住み、大友氏と関係のあった旧家
で、藩主が領国を巡回する中に、佐藤家の縁側に
腰を下ろして休息したといわれる

照湯温泉が出来た頃の当主は佐藤忠左衛門信敬と
いった。忠左衛門は庄屋の直江雄八郎に協力して村
政に貢献し明礬や硫黄の生産に協力したので、藩主
から庄屋の格式を与えられていた。



小倉の里 「鶴見七湯廻記」

3 祓川

祓川は、内山と太平山(扇山)の谷間を源流とする
渓流で、市蛭子の祠のそばから太平山の北麓、照湯
の温泉場を流れて北中村、北石垣村を貫流して別府
湾に注ぐ川である。この川は、鶴見社の神官が市蛭
子の付近の渓流で夏越の禊なごしをしたので小倉の里では
祓川の名があり、北中では御門川、北石垣では春木
川とよばれた。

照湯の湯

1 照湯の再興

森藩の藩主はしばしば照湯に湯治に訪れた。

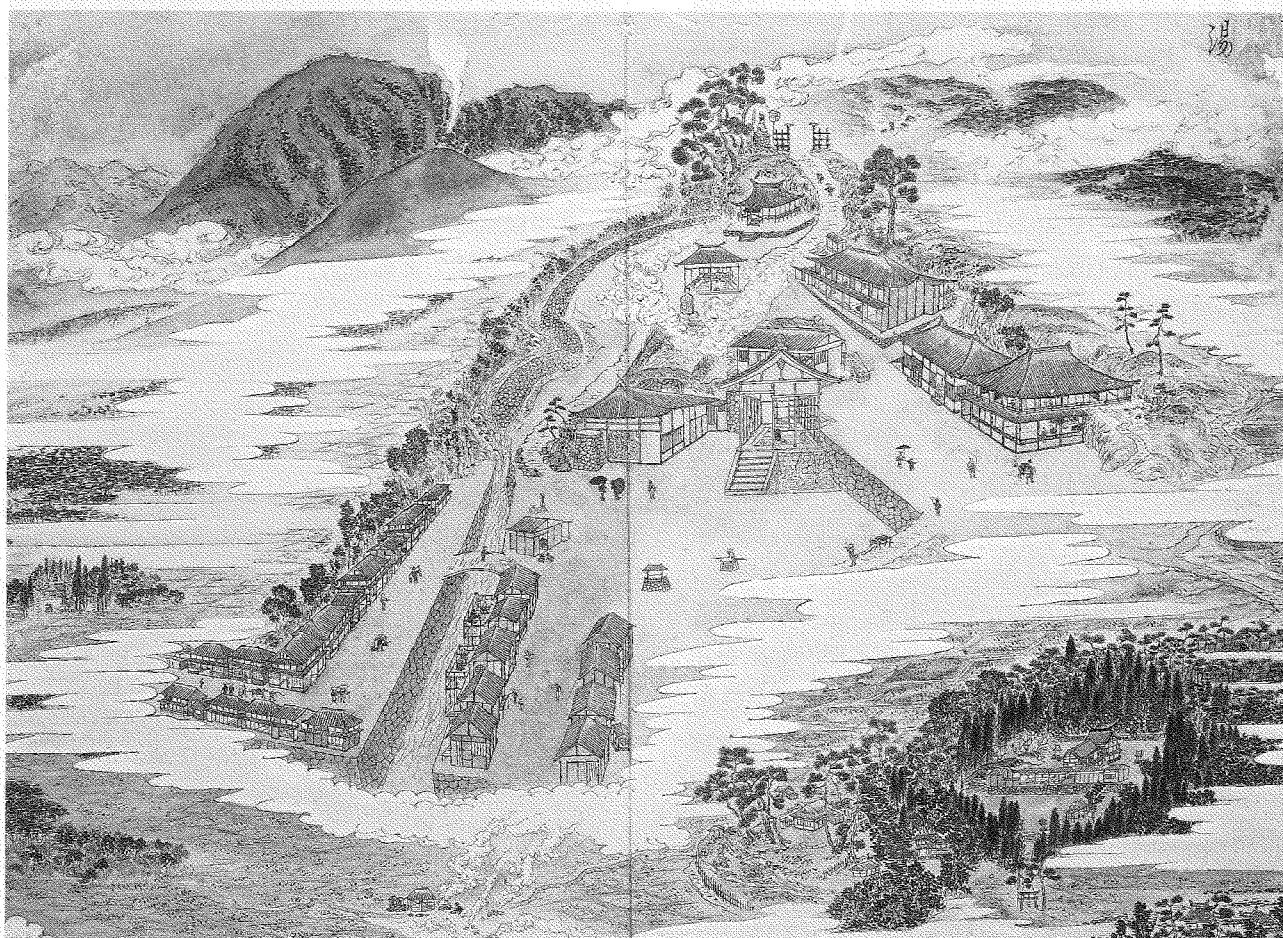
「御記録書抜」によれば、天保十三年(1842)森藩主久留島通嘉^{みちよし}は九月二十一日から十月十七日まで大勢の供を従えて湯治に来ている。

ところが、翌天保十四年祓川の反乱で照湯が押し流された。

同年鶴見の活然亭に来た藩主通嘉が、実相寺の賢乘和尚と小倉の忠左衛門が靈湯の復旧を画策してい

ることを知った。通嘉は再建を約束して侍医の手島芳策に国内の温泉の調査を命じ、北中・原中村の庄屋に協力を命じて、同年六月から工事に取りかかった。

北中庄村屋で森藩の高官に出世した伊島又兵衛(直江雄八郎)は、大坂御留守居役を「暫ラク休息」にして照湯普請の見かじめ役呼び返されたもようである。新しい照湯の温泉場は天保十五年見事に竣工した。



「照湯惣図」 左手の河は祓川右下の森は火男火壳神社

2 鶴見七湯廻記

「鶴見七湯廻記」は弘化二年(1845)に伊島重枝(伊島又兵衛)によって書かれた地誌である。

鶴見にある七つの温泉の特色や名所・旧跡・名産を紹介した書物である。国学に素養のある伊島が王朝風の優雅な文章を書き、絵師江川吉貞が遠近法を巧みに取り入れて極彩色の風景が描いた画帳仕立

ての書物である。

上の図は照湯温泉場の全景を描いたもので、中央上手に閻魔の像が見える。藩主の御成屋と思われる家屋を含めて八棟見えるが、木戸口のすぐ下手に六角の薬師堂があったが、この図には抜けている。また、祓川の橋は現在の橋の位置とほぼ同じと見受けられる。

3 照湯の湯（「鶴見七湯廻記」より引用）

『…又、神世のいにしえ大己貴の命御蘇生の湯源たる古きいで湯のにわを唯村民の浴するのみにして、捨て置きたらんは本意なきことなめりとて、此の温泉修理の仰せごとをくだし給いけるは、萬津罪病にかかるれる創生を弘くすくい助け給い、はた、廃れたるを興し給うのみ心よりして、忝けなくも非常の御撫育の御念ものをしも分ちみたし給わりて、手島子に温泉草創の事を命じ給いけるに、この子此の事に深く心をゆだね、夙に起き星を頂きててもろもろにことはかりして、日あらず一の湯・二の湯・三の湯・蒸し湯・飛湯の湯なむと浴治の備えことごとく整い侍りぬ。

又、此の渓河なん常は聊かの水勢たりといえども、名だたる鶴見神山の北嶺内山と太平山の中間なる谷々の水のごとく、爰に流れ来れる故に、大雨のみぎりは山水おびただしく落集い来て、水の難の悪いおりおり爰に有ぬれば、此の防ぎを専らにと手島子も爰に心を用い、千引の石の大なるものを集え、石工の殊に勝れたるものを探び出し、命し侍りて、三重に石堤を築きなしつつ、五百つ岩むらの千世萬代も動きなからん堅めとなして、世に稀なるいで湯のにわとぞ成したりける。

かかれば、千代呼ぶ鶴見山靈の二大神も、神意をあわせ守らせ給いてなん。

此の温泉の常磐かきはにいや栄え、玉だれの遠近かけて浴びのともがら來たり入り集い賑わいたらんには、鶴見の村民らも千五百の秋のたのみ豊に、なりわい安く世を経つつ、君が代の年長の御代になびき仕え奉るべき祥なる也かし。

はた、旅人を宿すべき客舎これかれ湯の家あまたの建ものは、奥に出せる図画を見してしるべし。

猶今も補理の中にし侍れば継いて造立せむものは次て後に出すべくこそ。

ここに又仁聞菩薩の作といへる薬師如来の木像一体、そのかみ火男火壳の神の社内薬師院の本尊たりしが、幸にして慶長の大友の兵火に洩れたりしを、佐藤某が自佛の庵室に安置しけるを此の佛なん。大己貴、少彦名の命の本地佛と云て、上古より社内に薬師院有りけるも専ら温泉の因みによる事にし有るは、こたびこゝに薬師堂を造営し照湯明神をも相殿に祭り給いぬ。こは、さきに佐藤左京が節に見したりし奇瑞も有りける故也ける。

扱、此の湯の効驗は數うにいとまあらずといえ



薬師堂 右は閻魔坂 「七湯廻記」

ども左のごとし。又、飛泉の温泉のかけ板に浴治の次第その外つまりらかに記したるを見てしるべし。

鬱氣 上逆 頭痛 腰痛 筋攣 折傷 痢癇 痔漏 五積 六眼病 麻症等なり。

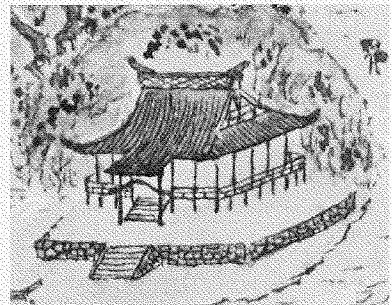
又、子なきものは誠に信をとりて此の湯に二まわり入湯する時は、必ず懷妊すること、其のしるし有りけることなり。

此の温泉は二十一日を以て一廻りとさたむ。四方病客集まり浴して温泉再興の御仁恵をかしこみ仰ぐべき事也かし。』

4 温泉めぐり

藩主の御成屋
惣圖の上手に
神社風の建物がある。惣圖には
六角の薬師堂が
描かれていない
ので改築前の薬
師堂であろうか。

或いは藩主の宿舎であろうか、それにしてはやや粗末である。

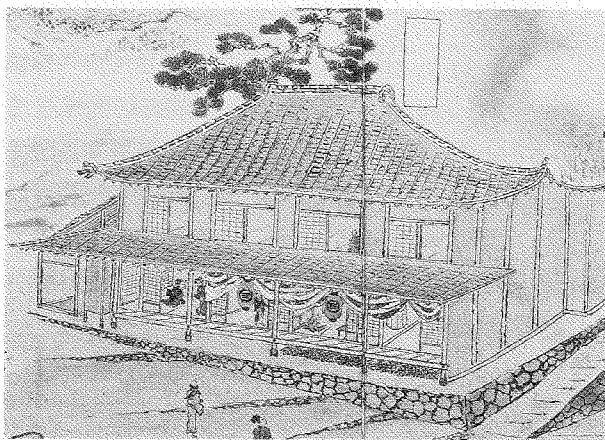


照湯の温泉場が再興された天保十五年(弘化元年)、通嘉はもと北中庄村屋伊島又兵衛(重枝)は藩主の特命で湯治場の奉行として小倉におもむいた。

通嘉の御湯治場御成りは、天保十五年十月六日から十一月十七日までの長期逗留であった。一行は中務殿、佐々木團之丞ほか十人の供侍と奥女中の染井、婦幾、さ登ほか五名と、ほかに足軽や人夫といった人馬の供揃えである。

「御記録書抜」に鶴之間で謁見したという記事が見える。

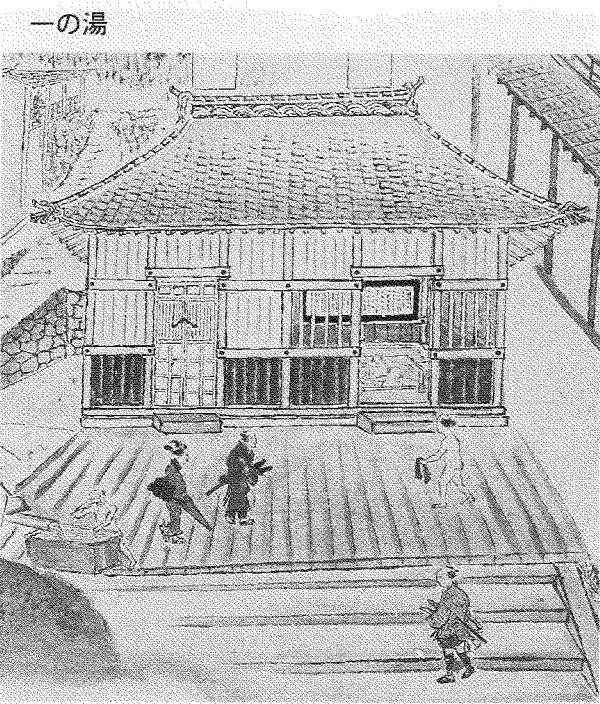
惣圖の右の上手に大構で、正面に久留島家の家紋(角切り縮み三の字)入りの幕を張った二階屋がある。左手の部屋には正装した女中の姿がある。この



家屋が藩主の宿舎だったのでないだろうか。照湯では最も壮大な建物である。

入浴場

地獄の熱湯温泉には熱湯をうめる豊富な水が必要である。照湯温泉には祓川の渓水が利用された。



この建物の下にこの温泉場では最もグレード高いの屋がある。中は仕切られて二室になり、おそらくそれぞれに湯船(浴槽)があったようである。

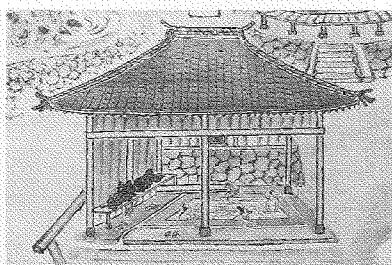
右の浴室には扉がなく、左には扉がしつらえてあり厳重に錠が下ろされている。

入浴中の人物も裸で浴場に向かっている人物、前庭で水を飲んでいる人物もすべて武士の鬚を結っている。この建物は武士専用の湯屋で、扉のある方は藩主専用の浴室であろう。

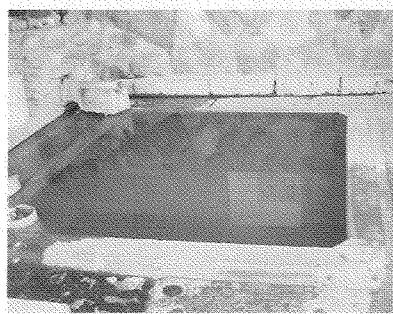
「鶴見七湯廻記」の一の湯とはここであろう。

二の湯

惣図上手の温泉は、湯船の廻りに板状の切石をめぐらし、洗い場を三和のたたきにした湯坪になっている。



湯屋は南を板壁にして脱衣棚を拵え、他の三方は吹き抜けにした建物で、湯坪に屋根をかぶせただけの、当地に一般的な建物である。湯船にかけられた石樋は丸樋(土管)で導かれた温泉を注ぎ込んでいる。

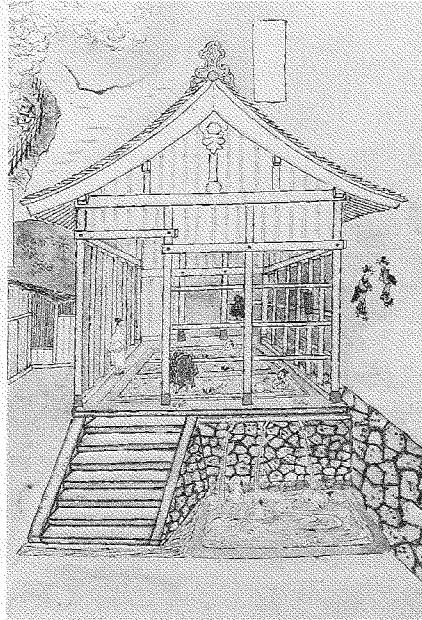


現在の湯船は現在地に移送したもので、縁はセメントで盛り上げているが、昔は現在周囲に敷かれている板石が湯船の縁であったものと思われる。(照湯温泉の改修で再び移動した。)

三の湯

惣図では照る湯温泉場の最も下手にある大浴場である。

上段の浴槽は三分割されている。左の縁にたたずんでいる人物は婦人であるから、此の温泉は男女混浴である。



下段の露天風呂は三条の瀧がかかっているので灌湯(飛泉)である。

(註)一二三の湯は筆者が仮に名付けた。

蒸し湯（石風呂）

別府は地獄温泉で熱湯と熱気が特色である。別府の温泉は噴気をうまく利用して地獄蒸し場があり、「熱湯の上にかまえた風呂」といわれる蒸氣で乾浴する蒸し風呂が沢山あった。その代表は鉄輪(当時南鉄輪村)の石風呂である。

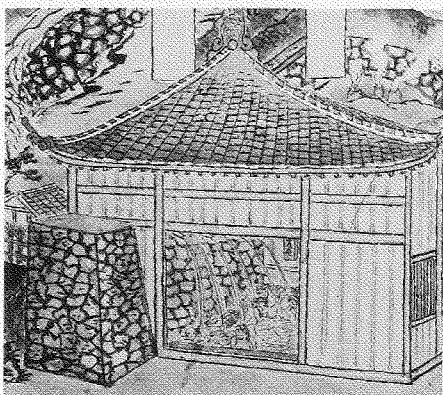
熱気の噴気の多い照湯温泉にも蒸し湯があった。照る湯の蒸し湯は三の湯の裏手にあった。

この湯屋は石室の前に建てられたもので、右室には蒸湯の石室への出入り口がある。今まさに這い出ようとしている人物が描かれている。

この湯屋の左壁に木札があり、その下に薪が積まれている。石室の右脇で薪を燃やす火と煙が描かれている。蒸し湯の蒸氣は噴氣で十分と思われるが、どんな工夫があったのか不明である。(惣図では石室の上に祠状の小さな屋形があるが、通気口か煙突であろうか。)

左室は壁に行灯が掛けた長腰掛けのある待合室のようである。

飛泉のゆ(龍湯)



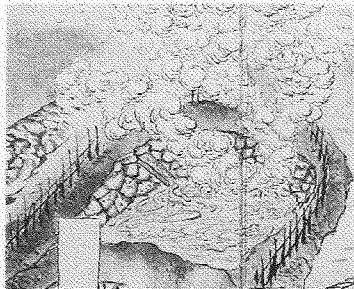
惣図では三の湯の左手に瀧湯がある。

六条の湯瀧の下に数人の入湯人がいる。この飛泉については、平

成十三年祓川の河川改修工事で遺構が発掘された。
(発掘調査参照)

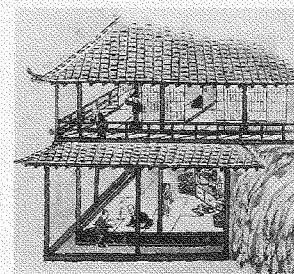
湯池

蒸し湯の左手に湯の池が盛んに湯気を上げている。地獄温泉の熱湯はそのままでは入浴する事が出来ないので水でぬるめるか、池に溜めて温度を下げたのである。激しく湯気が上がっているので、桶



から注がれているのは祓川からひかれた水であろうか。発掘調査で多数出土した土管はこの湯池から適度の温泉をそれぞれの湯屋に配湯したものであろう。

その他の施設



階下は商家の見世で階上は朱の欄干をめぐらせた茶屋風の建物である。脇の坂道は二階の入り口に通じている特徴のある構造になっている。

5 定(天保)

- 「一 照湯入湯場都而鶴見原中・北中両村引受之事
一 湯銭一廻り(三日)三拾五文之事
一 同日帰り拾二文之事
一 一ヶ年中湯銭三ツ割にして、一つ分は小坂忠左衛門引取 右の湯銭を以て永代湯修復手入れなど手抜きこれ無きよう致すべく申し候
一 御家中御徒士以上は、定の通り湯銭受け取り申すべき事
一 組付以下 其の頭よりの断書付持参候者は湯銭受け取り申すまじき事
一 御領内三郡在町の者共、其の村役人・其の町役人よりの断書付持参いたし候者は、湯銭受け取り申すまじき事
一 寺社の分は定の湯銭受け取り申すべき事
右の通り仰せ出され候間、手堅く相守り申すべき者なり」

入湯銭は一人一日拾二文で三日滞在者は三拾五文づつ徴収した。湯銭は「断書付(免除証明書)」を持参する下級武士や百姓、町人は無料にすると書かれている。

湯銭の三分の一は修復費として小坂の佐藤忠左衛門が受け取って積み立てられた。「森藩御記録書抜」

照湯遺構の発掘

入江秀利

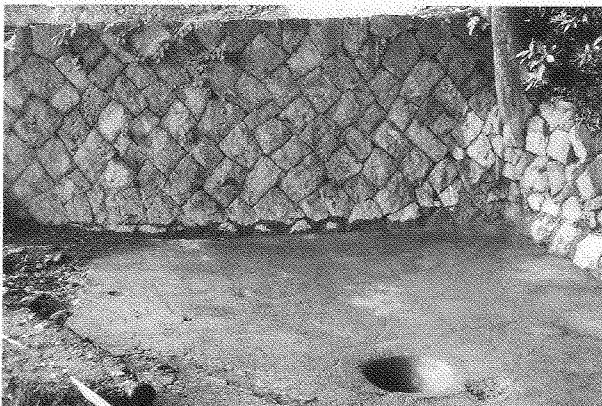
1 照湯の倒壊

天保十三年(弘化元年-1844-)、藩によって再興された照湯は、八年後の嘉永五年(1852)祓川の氾濫のため壊滅的に破壊された(「…嘉永五子為洪水…曹源寺」)。その状況は現在でも見ることができる。

2 遺構の発見と発掘

祓川の左岸にある、別府市指定史跡「照湯」は平成12年「渓流環境周辺モデル事業」として測量が始まり、翌13年3月末から工事がスタートした。今年度は階段状の護岸工事も進捗している。その後「照湯砂防公園(仮称)」の整備事業も進められており、その過程で飛泉であろうと思われた遺構の本格的な発掘が行われた。

飛泉(うたせ湯)



石垣の上部の全長は9.1尺で、四角の切りこみが三個ある。縦4.5尺・横13.5尺・奥行8.0尺、石垣の高さ2.40尺

この切りこみは水の落とし口の箱樋をはめ込む仕掛けで、樋口の間隔95尺である。

左端の樋口の左に2.73尺のところに桁受けの切りこみがある。(5丁の飛泉の図参照)

石垣の「石組が粗雑で」時代的に新しく、初代の石組であるか疑わしい(県文化課)。この石垣のやや上手に併行して古い石列があるが、一段で高さがない。

古者の話によると、明治の時代ではこのうたせが使用されていたとのことであるから、嘉永の氾濫で

破壊されたものとの位置に新たに石垣を組み直し、初代の切石を再利用したものと思われる。

湯槽には五人の入浴者が見える。五人は石垣の側に寝そべって腰を、頭頂、肩、膝を打たせている。湯槽の深さは人物の状態では膝程度の浅いもので、北側のぐり石(列石)の高さは約32寸である。

湯槽床は三和で固められ、中央部が深くなり直径57寸・深さ30寸の濾溜の穴がある。汚物を溜めて汲み出す装置である。

湯槽は石垣側4.50尺・北側7.10尺の長方形で面積は約32平米(約10坪)である。

閻魔坂



閻魔坂は、木戸口から温泉場を縦貫するだらだら坂の道である。(「照湯惣門」・「惣図」参照)。

森から飛地の鶴見を繋ぐ往還「花棚道」の終点になる。北中村の火男火壳神社、実相寺や石垣原に通じる道の起点になった。コンクリートの舗装を剥いで初代の敷石が顯れた。

続「かまど神楽」補遺

—御越俚楽の成立前史—

小玉洋美

現在の別府市域に残る唯一の神楽である「かまど神楽」については、『べっぷの文化財・No.11』(八幡竈門神社特集号)、及び『同・No.15』(べっぷの祭りと芸能特集号)に記してあるが、今回は明治36年旧3月12日付けの『俚楽員同盟契約書』(土屋公照氏所蔵)を紹介し、あわせて「かまど神楽」が伝習される以前の神楽について考えてみたい。※内竈村は明治22(1889)年御越村となり、同34年に御越町、大正14(1925)年に亀川町に名称変更、昭和10(1935)年別府市に編入された。

契 約 書 御越俚楽員

一 今般同盟契約ノ上郷社八幡竈門神社附属ノ岩戸俚楽伝習シ、後來同社俚楽員ニ委託相成候上ハ左ノ通り契約ノ条件違犯不仕、岐度永遠奉仕致スヘクハ勿論ナレドモ、若万一社員ノ者不得止シテ家事ノ都合又ハ他町村へ入縁又ハ疾病ニ罹リ奉務出来兼候場合ハ、保証人連署ノ上同盟社員ノ承諾ヲ得テ後、取締人連署ノ上退職ノ件ヲ具申スルモノトス。猥リニ一己ノ私想ヲ釀シ、同盟ノ承諾ナク、勝手ニ職務ヲ欠キ、又俚楽勤仕ノ義務ニ従事セザル者ハ罰金トシテ金拾円ヅツヲ償ハシムモノトス
(訂正文一積立金其ノ他俚楽ニ関スル物品ナドニ関係無及義ト約定ス。右積立金ハ後來仕続ノ物品買求メノ補助ニ充ツルモノトス)

一 同盟社員タル者ハ恭モ神明ニ奉仕スル重職ナレバ、成可ク正直誠心ノ志ヲ旨トシ、神楽勤務中ハ勿論平素タリトモ暴行不正ノ所業無之、精々品行篤儀ヲ慎ミ奉仕スルヲ第一トス

但シ本条ニ違背抵觸スルニ於テハ同盟社員ヲ解職スルコトアルベシ

一 俚楽ニ対スル初穂金ノ割賦法ハ、四分金ヲ積立トシ、残リノ六分ヲ其時々出席奉務者一同人員ニ割り配当ス。但シ 其時々ノ入費ハ悉皆初穂金ノ惣辻ヨリ引去リ、残り金ヲ割賦スルモノトス

一 社中へ取締員壱名ヲ置ク事

但シ本職ハ神楽事件ヲ始メ社中社員ノ進退並ニ百般ノ事務ヲ主任トシ、平素諸事取締方ニ注意シ永遠維道ノ隆盛ヲ計ルモノトス

一 装束方壱名ヲ置ク事

但シ本職ハ神楽出勤ノ節ハ社員ニ隨行シ諸道具並ニ衣装取片附ケノ始末ニ注意シ、破損ノ品々有之時ハ取締人ト協議ノ上、修繕ナド怠タラザル様平素心懸ケベキモノトス

但シ同職員ハ本俚楽員ト同ジト見ナシ、初穂金ヲ同一ニ配当スルモノトス

右之件々岐度違背不仕奉務可致、仍テ後日ノ契約トシテ一同保証人相添連署如件

明治参拾六年旧三月十二日

大分県速見郡御越町鎮座

郷社八幡竈門神社附属俚楽員

宇都宮 七八六

以下12名(略)

以上ノ『契約書』から現在の「かまど神楽」が、明治20年代から大正14年までは「御越神楽」あるいは「竈門神社附属ノ岩戸俚楽」と称されていたこと、やがてそれが「かまど神楽」と呼ばれるようになったことが理解されよう。言うまでもなく「俚楽」は「里神楽」のこと、宮廷神楽に対する用語である。上記の文書の内容を吟味すると、成立期のかまど神楽社中の心意気を読み取れるが、神楽師は衣裳をつければ神の相になると言われるだけに特別な組織が必要であった。神楽の舞い方は口伝によることが多く記録が少ないので、「かまど神楽」では河野斎氏(故人)の書写した「言議」(口上)が貴重な記録となっている。これは後述する「神楽の要文」のことであるが、口伝されているうちに変化を生じ易い。舞い方にも師子相伝の技であるから、習得するには年月を要するが、演目と衣裳・採り物・面などについては、記録(表紙欠・和綴じ冊子)が残されている(『べっぷの文化財・No.15』の拙稿「かまど神楽」補遺〔第2表・かまど神楽の番付名と装束・採り物〕を参照されたい)。

さて、「かまど神楽」の成立は明治36年以前であることが明らかとなったが、1984年1月に私が当時の座長であった河野守男氏に聞いたのは、「明治の中ごろ中津より伝習したが、豊前系岩戸神楽でどこの神楽社から習ったかは不明」であった。参考までに『大分県の民俗芸能(二)神楽編(一)』(大分県文化財調査報告・第十六輯 昭和43年)

所載の「植野神楽」に関する記録を紹介すると、沿革について「拠るべき文献はないが、豊前岩戸神楽は伊勢神宮の神楽に源流を持ち、元亀の頃に、若簾神社（中津市植野）の祠官植野土佐守藤原外記が民衆化したものと伝える。江戸時代は神主のみが舞っていた。明治になって神主が舞わなくなり、農民が伝習して中期頃から舞うようになった。中津市や下毛・宇佐両郡及び福岡県築上郡内の神楽社の多く（中略）は、豊前岩戸神楽系統である」という。

以上の引用文から、県指定無形民俗文化財である「植野神楽」にしても、江戸時代には神主のみが舞っていたのが、明治になって農民が舞うようになったことが解る。『べっぷの文化財・No11』で表示した「かまど神楽」と「植野神楽」の番付け名の比較をみると、並神楽の18番は共通しているが、前者の演目である「弓証護」「四ッ手」「小太刀」「神仙舞上」は後者には存在しない。また並神楽ではないが、「かまど神楽」で演じられる恵美須・大黒の舞や御神幸途中の道神楽は「植野神楽」にはないし、「大蛇退治」の演目もない。神楽の最後の「七五三祓」でも、植野神楽は注連縄を切らないが、かまど神楽ではこれを切って観客に配布する（観客は持ち帰った注連縄を戸口に張ったり牛馬に食べさせたりしていた）。このような違いが見られるのは、竈門神社附属の伝来の神楽が存在していたことを物語っているのではあるまいか。次項で検討してみよう。



岩戸神楽のイナダヒメの舞（お旅所にて）

御越俚楽の伝習以前の神楽について

『べっぷの文化財・No15』に示した（第1表）拾壹ヶ村五穀成就御神楽番組は、元治元（1864）年に横灘北組の中石垣、北石垣、南鉄輪、北鉄輪、竈、平田、野田、古市、小坂、小浦、龜川の11ヶ村が順番で勤めていた「五穀成就祭」で奉納していた神楽の番組である（『別府市古文書史料集・第13集 龜川庄屋記録』 別府市文化財調査員会・藤内喜六・入江秀利編 P170に文政4年とあるのは文久4（1864）の誤植？）。これをみると、当時の神楽は神主・神官による神楽で、現在の「かまど神楽」と相違していたことが解る。ここで番組名を拾つてみると、「入増」「食物」「魔逐」「花」「大臣」「聖護」「八尋」「四天」「返拝」「神送」の順になっており、この神楽の舞い手と囃し方は、神主・神官が勤めている。これは北石垣村の石垣八幡宮で慶応2（1866）年に奉納された「湯立神楽番組帳」（八幡朝見神社所蔵）を照合しても同様である。同帳は朝見八幡宮の神主である神陸奥正保が記したもので、上記の番付名の他に「柴入」「綱母」「掛問」「行事」「湯役」などの演目が加わっているが、演者と楽人は神主である。ここで「かまど神楽」に伝わっている「岩戸前神楽」と照し合わせてみると、「花神楽（大潮舞）」「大神」「弓証護」などに類似点がありそうである。しかし、演舞の所作については、共通点があるかどうか判断する材料がない。はやしに用いる楽器についてみると、「かまど神楽」は笛・太鼓・小太鼓・鉦を使っているが、上記の神官による神楽では、笛・太鼓・小太鼓（締め太鼓）のみが使われ鉦は記されていない。参考までに記すと、現在の豊前系神楽では、笛と太鼓の他に鉦を用いるのが普通で、小太鼓（締め太鼓）は使わない。

八幡朝見神社の神楽記録について

八幡朝見神社に『御神楽講記』と『御神楽講順番帳』と表記した古文書がある。前者は半紙九枚を袋綴じにした冊子で、寛政12（1800）から天保4年（1833）までの講元が書き継いだ記録。後者は半紙の横帳で、嘉永5（1852）年から慶応3（1867）年までの記録。天保5（1834）年から嘉永4（1851）年までの17年間分が欠けているのは、『御神楽講記』の末尾の状態からみると破損、欠落したものと思われる。記載の内容は、両帳とともに講を催した年月日と座元を勤めた神官の氏名・官名を書き継いで

あるが、『御神樂講順番帳』の方が詳しくなっている。例えば『御神樂講記』には、次のように記してある。

文化元甲子 正月廿六日 内成 神尊左京
一 同二乙丑正月廿六日 南石垣 佐藤近江正
一 同三丙寅正月廿六日 朝見 神 常陸正
一 同四丁卯正月廿六日 内成 神尊伊賀正
卯月七日於北石垣八幡宮神講勤申候
一 同五戊辰正月廿六日 朝見 神 淡路正
(以下略す)

次に『御神樂講順番帳』を見ると

嘉永五 内成より受取
一 壬子年 陸奥
天氣能相勤申候
加藤福太夫 様
同 六 朝見より受取
一 癸丑年 福太夫
天氣能相勤申候
加藤肥前 様
同 七 鶴見より受取
一 甲寅年 肥前
台風並大雪 四寸斗ツミ
佐藤近江 様
(以下略す)

※ 筆者註 内成は大神峯神社、朝見は八幡朝見神社、鶴見は火男火売神社、加藤肥前は北鉄輪天満社の神主、佐藤近江は南石垣天満宮神主。前出の神淡路正は朝見神社の神官で石垣八幡宮の神主を兼ねていた。後出の頭成・加藤佐渡正は竈門八幡宮の神主である。

順番帳に日付を記していないのは、同帳の表紙に「正月廿六日改」とあるので、最初の神陸奥正が月日を略したのに準じたようである。

また、最初の頁に次のように記してある。

一 御酒 見合
一 餉 五種
一 吸物 壱つ
一 朝飯 一汁一菜
一 夕飯 平 坪 汗 皿
尤 本膳

年々先例之通相勤可申上事 順送仕候
これによると、朝飯は一汁一菜、夕飯は本膳とあ

るから、座元の家に一泊したことが伺えるが、「先例之通」りに勤めるよう記してあるのは「講」の特徴を示している。

ところで、別府地域（横灘17ヶ村）に神主、神官による神樂講が結成されたのは、『御神樂講記』の冒頭に、

寛政十二庚申十一月十二日於朝見八幡宮祭礼之節
ニ神樂講相談仕 相窮申候

享和元辛酉年正月廿六日 神 淡路正
□□初座相勤申候並神樂要文相決候

以上のように記されていて、享和元（1801）に最初の神樂講が催されている。同書には続いて次のような記述があるので、この頃から神樂講が開かれるようになったのは確かである。

同二壬戌 正月廿六日 頭成 加藤佐渡正
天満宮九百年二付二月中旬神請御神樂修行之節
要文相窮候

ここで「神請御神樂」とあるのは、神を勧請するための神樂のことであるが、上記の「要文」とはどのようなものであったろうか。その手本になったと思われる資料が、朝見神社に所蔵されている紹介しておこう。これは『唯一神道湯立行事』と表記した袋綴じ16枚の冊子である。いうまでもなく、唯一神道は室町時代に京都の吉田神社の神主吉田兼俱が創始した唯一宗源神道のことである。これは本地垂迹説を中心とする両部神道に対して、唯一なる神道の根本を守る神本仏迹説として知られている。吉田家は神宮に「神道裁許状」を与える権限を持っていたので、江戸時代には神職の半ば以上を支配下におき、神道界に君臨していた。

ところで、この筆写本には唯一神道の湯立行事の次第が詳細に記されており、文中の随所に「要文」が示されている。例えば、湯立神樂の最後に、筐ばてを両手に持って湯を振り散らすときの「要文」は

さやくべきよくはらいたてるめぐしもたかまのはらなればはらいす
清久潔久波羅伊立流愛毛高天乃原奈礼波祓伊須
つるもあらいそのかなみ

津流毛阿良伊曾乃那美

である。この歌を三度唱え、次に天清淨、地清淨、人清淨と唱えながら祓いをすると記してある。

残念なことに、先述の『湯立一式仕方控』と『湯立番組帳』には、神樂の要文は記録されていない。

日出藩の津島神楽との関連について

別府市に隣接する日出町豊岡に伝わる津島神楽は辻間神楽とも呼ばれているが、史料としての所見は慶長6（1601）年の『日出之庄検地帳目録』で、同年9月に八津島神社で12番の神楽が奉納されている。元和2（1616）年には日出藩の家老名で、神楽師の使用は藩の許可を得ることとされている。『日出町誌』によると、「旧藩時代は日出藩唯一の神楽として年中出張していたので（中略）八津島神社の社人として保護されてきたが、明治以後は帰農して農業との兼業を行うようになった」（本編・233頁）と記され、藩の統制と保護を受け領内の神社に奉納していた。この点は、横灘17ヶ村（幕府領）の神職による神事芸能とは相違している。



「かまど神楽」神幸途中の道神楽（亀川商店街にて）

ここでは両神楽の演目や舞い方、囃し方などの異同を考察する材料がないので、幕末期の『亀川庄村屋記録』（前掲）から両者の接点のみを紹介して、津島神楽の影響が「かまど神楽」にも及んでいることを指摘しておきたい。

まず、同記録所収の『温故知新録』嘉永二己酉年の条に、「亀川村神龜両社（神明社と白亀社）去々年未年一千年ニ相当ニ付右祭礼可致処（中略）嶋原藩より祭礼の中止令が出ていたので延引していたが、四月廿六日致祭礼候。尤右両社之東内浜ニ南向仮殿相立、御幣致勧請、北向神樂殿棧敷杯仮ニ相立候、祝詞者矢黒常陸、神樂者日出社人磐戸神樂相勤候」との記述があり、神楽を日出から招いて「岩戸神楽」を舞ってもらっている点に注意しておこう。

次に、同記録の安政丁巳（1857）年の五月三日の項をみると、「組合五穀成就祭礼 平田村順番 於

天満相勤候」とある。この記述に対応した記録が旧亀川庄村屋の『高橋文書』に見える「安政四年丁巳五月三日勤・北組拾壹ヶ村五穀成就御祭礼諸扣・平田村」と表記した帳面（『亀川庄村屋記録』・139頁）である。

津島神楽に関する記述を抜き書きしてみよう。

- 一、御歳例之儀組頭一同申談、尚又河野（和泉）氏談之上、日出社人中ヘモ掛合、來月三日吉辰ニ付御祭礼之積り相定（下略）
- 一、五月二日昼後ヨリ神樂装束其外磐戸前入用之品日出借用相頼置 津島一の宮口方へ人足六人差遣、幕を一張借用（下略）
- 一、今朝ヨリ天気曇候へとも四ッ半頃より御神樂相始出快晴相成候
- 一、今日参詣人夥敷有之 御神樂七ツ半無滞相済（以下略）

以上の記録は、平田村が五穀成就祈願祭を兼ねて、平田天満宮の修築上棟式を盛大に催した時ものである。したがって、神楽も特別に日出領の岩戸神楽を招いたものと思われる。もちろん、津島神楽には、岩戸神楽以前の里神楽と称する演目が14番あり、国東半島の神楽と似ている。同様に、別府地域の神職の神楽とも類似している演目がみられるのである。文久2（1862）年3月の記録（前掲・205頁）には、竈門八幡宮の桜会御祭礼に、「日出社人五人」謝礼金25匁が記されている。楽人は囃し方を含めると最低9人を要する筈であるから、竈門八幡宮の神官と合同で奉納したと考えられないであろうか。ともあれ、現在の「かまど神楽」が成立する以前の神官による直面の「採り物神楽」、あるいは夷・大黒舞のような着面の舞には、津島神楽（辻間神楽）との共通点も見られるのである。

協力機関

大分県立歴史博物館

写真提供

大分県立歴史博物館、長幸建設株式会社

参考文献

『鶴見七湯廻記』(大分県立歴史博物館蔵)

表紙及び「鶴見村と照湯温泉」「照湯の湯」に掲載した絵図は、全て『鶴見七湯廻記』に所収されており、その使用に関しては上記のとおり大分県立歴史博物館の協力を得た。

執筆者

別府市文化財調査員

入江秀利

小玉洋美

べっぷの文化財 No.33

発行 平成14年3月29日

別府市教育委員会

編集 別府市文化財調査員
別府市教育委員会生涯学習課

印刷 別府印刷株式会社